

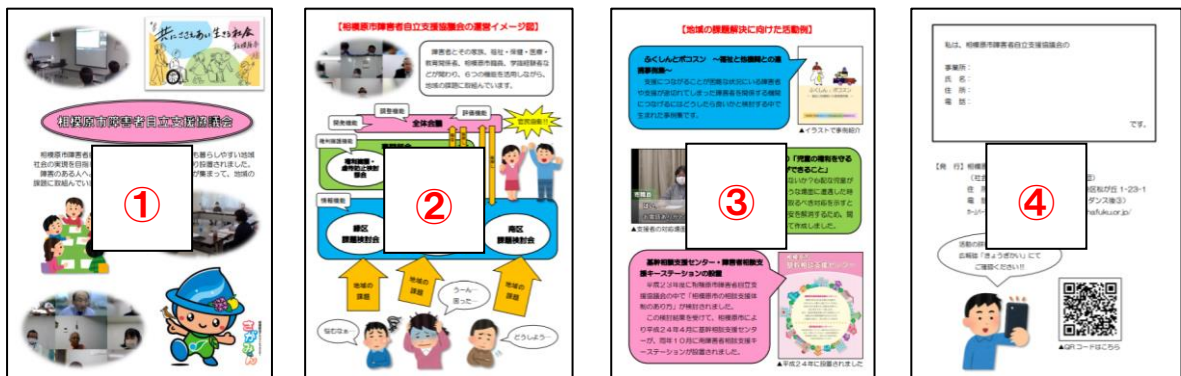
パンフレットの利用方法について

相模原市障害者自立支援協議会では、他機関と連携を行う際のツールとして、パンフレットを作成いたしました。パンフレット利用時に注意していただきたいことがありますので、事前に確認をお願いいたします。

1 原則として、障害福祉に携わる全ての人に利用していただくことができますが、次の目的で利用することはできません。

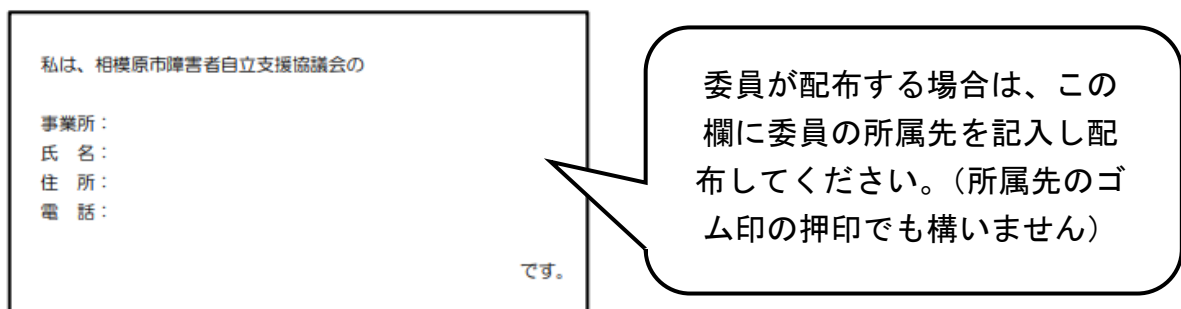
- (1) 営利目的の利用
- (2) 宗教活動、又は政治活動のための利用
- (3) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれのある利用
- (4) その他、相模原市障害者自立支援協議会が不適当と認める利用

2 A4の用紙に両面でカラー印刷し、二つ折りにして利用してください。



※ ①が表紙、②が表紙裏、③が裏表紙裏、④が裏表紙となるようにします。

3 相模原市障害者自立支援協議会の委員が配布する際には、パンフレットの裏面に、委員の所属先を記入する欄がありますので、この欄を活用してください。



4 ご不明な点等がありましたら、事務局(042-758-2121 音声ガイダンス後③)までお問合せください。